

「南蛮」から「紅毛」へ

中 村 質

はじめに

有史以来の日本史において、近代以前の海外の諸国（地域）との関係を考えると、平和的な交流であれ、また武力を伴うような緊張状態であったにしても、関係が非常に盛んな時代と、比較的消極的ないし否定的な時代とが、交互に織りなされているように思われる。前者をいわば「外向き」の International な時期とすれば、後者はいわば「内向き」の National な時代である。

むろん国際関係には、公的・国家レベルのものと私的・民間レベルのものがあり、両者は必ずしも一体ではない。例えば、鎌倉時代には宋・元国とは国交がなく、「元寇」のような武力衝突さえあったが、民間交流は活発に行われた。室町幕府は外交・貿易独占の建前であったが、西国領主以下の倭寇活動は活発であった。また国家レベルでも、鎖国期の江戸幕府は、中国・オランダとの貿易は公認しても、国交や宗教活動は排除するといった具合である。つまり、国家の建前と民間（私人としての為政者をふくむ）の実態は異なり、民間レベルといっても列島内の地方的特質も考慮しなければならぬ。

しかし、大きな日本史の史潮としては、先史時代から遣唐使が廃される一〇世紀ごろまでは、外国文化の摂取に積極的

な International な時代。その後対外国交を廃して、いわゆる「国風」の社会と文化をつくりあげたが（第一期鎖国）、一三世紀末の「元寇」前後から「前期倭寇」とよばれる西国民間人の直接渡航が活発となり、朝鮮・中国の沿海民の活動と結合して、高麗・元朝の崩壊を促進した。一四世紀後半に国家を再統一した明・李朝鮮・足利幕府は、それぞれ外交・貿易を独占し民間通交を禁じた（第二期鎖国）。しかし各国の集権的統治能力が衰退すると、各国沿海民の活動が再燃し（後期倭寇）、新たに参入したヨーロッパ人を含めて世界的規模に拡大した。しかしこれは幕藩制国家が確立し、また清朝による中国社会の再編強化がなされる一七世紀前期には、再び「内向き」のアジア的専制国家の枠組みの中に封じ込められた（第三次鎖国、いわゆる「鎖国」）。これは、東アジアの専制国家が衰退し、欧米資本主義間の「外圧」に屈する一九世紀後半の開国まで続いた。

このような対外関係の大きな流れの中で、ヨーロッパ人との出会いの背景から、いわゆる「鎖国」体制の確立にいたる歴史的諸条件を、とりわけ一五四三年からの「南蛮」（ポルトガル・イスパニア）人やキリスト教との接触、ついで江戸時代の「紅毛」（オランダ・イギリス）の登場と、「南蛮」排除の政治的動向を中心に検討してみたい。

I 「南蛮」人との出会いの背景

日本史において、「南蛮」の語は、すでに『日本書紀』巻九に見え、今の韓国の一部をさしているが、中国の華夷的地理観をそのまま受け継いだ観念的なものであった。降って一四一二年（応永十九）「南蛮船」が若狭小浜に漂着したが、これはインドネシアのパレンバン付近の船と考えられている。

周知のように、一五四三年（天文十二）はじめて三人のポルトガル人が種子島に漂着して鉄炮を伝え、六年後の四九年にはザビエルが鹿児島に上陸してキリスト教を伝えた。その後マカオと九州各地との間のポルトガル船貿易が活発にな

るとキリシタンの数も増加し、一方、マニラからのイスパニア船も一五八四年（天正十二）平戸に來航して以來、四國・關東・東北などへも到來した。

こうした「南蛮」両国は、一般に彼ら自身の冒險的航海により日本を含む未知なるインディアを「発見」したとされ、その背景として、カトリック的近世國家の成立や、香料・胡椒の直接入手の願望、航海技法の發達など、「発見」者側の諸条件が説明される。そのこと自体に間違いはないが、しかし「発見」される側の立場はほとんど考慮されていない。

一九四三年ポルトガル人が種子島に漂着したのはポルトガル船ではなく、一〇〇余人乗組みの大きな中国船に便乗して日本に向かったもので、「南蛮」の語も、その船の五峰という明人が「西南蛮種之賈胡也」と村人に書き示した(1)こと
に由来する。五峰は当時東シナ海域に猛威をふるった倭寇の頭目の一人王直であると考えられている。ザビエルの鹿児島渡来も、同国出身のアンジロウ（ヤジロウ）らとともにマラッカから中国人の船に便乗したものであった。かくみれば、ポルトガル人の渡来は、彼らの意志とともに、倭寇（『明史』日本伝によれば、このうち多くは沿海の明人で、「真の倭は十の三」にすぎないという）や東南アジアまで行動範囲を広げていた日本人の手引があつてこそ、ということになる。

バスコ・ダ・ガマが、アフリカ南端を迂回してインド航路を発見したのは一四九八年であるが、アフリカ東岸のモザンビークからインドのカリカットへ導いたのは、モザンビークで雇われたインド人パイロットである。そのカリカットやマラッカにはインド洋・西太平洋全域の商船が輻輳していた。だから、ポルトガル人がほとんど香料諸島や中国沿岸、ひいては日本にも姿を現すのはいわば時間の問題であつたといえる。しかも当時のアジア諸地域には強力な統一國家は見られず、各地の土侯、明朝では地方官憲、日本では戦国大名といった地方権力が、程度の差はあれ互いに対立抗争していた。ポルトガル人は勢力拡張にしのぎをけずる彼らの一部と結んで、勢力扶植の基地としての商館や教会を建て、貿易上の權益を獲得していったのである。

インド商人などによる環インド洋交易は有史以前から盛んであったが、一方中国でもすでに唐代の広州・杭州などにはインド・イスラム人の植民が行われていた。中国人の海洋発展は一〇世紀ごろから本格化した。殊に明の鄭和の大艦隊は、ポルトガル人のアジア進出より約一世紀まえの一四〇五―三三年に、八次にわたって東南アジア―インド洋各地に遠征し、その別動隊はメッカやアフリカ海岸に達しており、これらの地域間交流が活発化した。

丁度その頃、日明間には朝貢・勘合貿易が行われていたが、室町幕府や西国の守護大名などは競って朝鮮国（高麗朝）とも貿易関係を保ち、また島津氏や堺商人などは琉球貿易にも積極的であった（二四四一年島津忠国は幕府に乞うて琉球「知行」を認められた）。朝鮮国王は一四一五年、琉球国王に対して日本から琉球に売られてくる朝鮮人（倭寇の捕虜）の送還を求めている。このように当時の琉球国王は日本・朝鮮や、宗主国である明との交流のほか、シャム・パレンバン・ジャワなどとの交易を密にした。ヤジロウのほか、琉球や中国経由で東南アジアまで足跡をのばしていた多くの倭寇的日本人がいたものと推察される。

以上のように、ヨーロッパ（ポルトガル）人の大航海時代より少なくとも一世紀前に、日本人を含めたアジア人の大航海時代が存在した。そして、東西二つの大航海の波がインド洋や東南アジアでぶつかり合い、返す波が「南蛮」人を東北アジアまでいざなつたといえよう。倭寇は二つの大航海のもやい綱でもあった。

II 「Bungooの王」大友氏

室町初期以来、明・朝鮮と活発な外交・貿易関係を維持したのは山口の大内氏であったが、最後の遣明船である一五四七年大内義隆派遣の勘合船は上陸を拒否された。またザビエルらの布教を許し、山口に教会「大道寺」の地を与えた彼も、五一年家臣陶晴賢の反乱で自滅し、対外交渉の中心は豊後の大友氏に移っていった。

これよりさき一五四〇年、王直は明朝の海禁の緩みに乗じて広東で密貿易を開始し、明朝嘉靖二〇年代のいわゆる後倭寇の活動期に入る。豊後渡来の明船の増加をうけ、大友義鑑は一五四六年使僧清梁を明に遣わし、子の義鎮（宗麟）は五一年日本を去るザビエルがポルトガル船で豊後を出帆するとき、インド副王への使者を同乗させた。その後も「信仰の擁護者」「豊後の王」として使者を派遣し、引き換えに貿易船の渡来と大砲（「国崩し」）等の提供を求めた。戦国大名の対外政策を象徴的に示している。

むろんその庇護のもとに、イエズス会長老のトルレスは山口から豊後府内（大分）に移り、外科に長じたアルメイダなどに病院や育児院などを建てさせ、また一五八〇年、有馬・安土のセミナリオ（神学校）設置に対し、府内ではその上のコレジョ（ラテン語・哲学・神学の大学を設立させ、白杵にはノビシアド（修練院）も置かれた。ポルトガルのエボラとリスボンで、近年発見された日本屏風文書（下張りとして使われていた古文書）のうち、「いるまん心得の事」ともいうべき断簡は、松田毅一氏によればバリニャーノが一五八〇年白杵の修練院で講演し、翌年から安土のセミナリオで講義されたものとされる。そのリスボン所出断簡の一節を紹介すれば、

此コンヒサン（*Confucio* 告解）ト云ハ、先后悔ノ痛ミト、赦サルヘキトノ頼〔母〕敷キ心ヲ以テ、科ヲ白状スル事也、是真ニ人間扶カルヘキ為ニ、*De*（*Deus*）定メ玉フ大ナル御巧ミノ道ナリ、（前後略）

のように、ポルトガル語と日本語混交文で、日本人の修道士や司教の養成を目的とするものであった。

また一五六六年頃は倭寇の最盛期で、鎮庄の総責任者であった胡宗憲は、使者鄭舜功を日本に遣わして実情を探查させた。同年彼は豊後に至り、倭情を調査する一方、幕府に倭寇の禁庄を請い、帰国して日本地理・日本語などに関する『日本一鑑』を著した。それによると、西国全域が倭寇の巢窟とあるが、禁を侵して海外に流通した中国人や倭寇の捕虜が、日本人を語らって我に寇すといひ、また例えば大隅の高州（高須）地方には、倭寇に捕らえられた福建地方の中

国人二三百人が奴隸的な生活を強いられているという。一五六二年豊後から薩摩の坊津に行ったアルメイダは、そこに停泊していたポルトガル船が、倭寇に捕らえられてきた中国人女性を多数買い取って輸出する状況を報告しているが、彼自身もその積み込みや輸送などについてアドバイスしているのである。⁽³⁾

大友宗麟はようやく天正四年（一五七八）に受洗してドン・フランシスコと名乗り、同十年その姪孫の伊東マンショを天正遣欧使節の正使として派遣したことは有名である。しかし受洗の年、日向耳川で薩摩島津義久に敗北すると、以後有力家臣があいついで離反し、領国経営と島津氏対策上、援助を豊臣秀吉に求め、同十五年（一五八七）その島津討伐（九州平定）に引き出すことに成功した。しかし島津降伏の僅か半月後、バテレン追放令が発せられる直前に、宗麟とほぼ同様の軌跡を辿ったキリシタン大名大村純忠と数日違いで死去した。宗麟の跡をついだ子の大友義統（吉統、ドン・コンスタンチノ）は、文禄二年に明の大軍を前にした平壤の小西行長を救援せずに退却したとして改易され、関ヶ原の役に際しては旧領復活の約束で西軍に与みして黒田如水に敗れ、鎌倉以来の名家大友氏は、近世大名として生き延びることができずに歴史の舞台から姿を消した。

これと同様な由緒と力を競いながら、近世大名、さらに近代につながる島津氏とは対照的である。何がこの違いをもたらしたのか、その説明は戦国・近世史を解く有効な鍵であろう。

III 秀吉政権と奴隸交易

豊臣秀吉は天正十五年（一五八七）六月十九日付のいわゆるバテレン追放令（平戸松浦史料博物館所蔵）で、「一、日本八神國たる処、きりしたん國より邪法を授候儀、太以不可然候事」と、主権者（統一政権）としては初めてキリシタン邪法観を宣言し、「伴天連儀、日本之地ニハおかせられ間敷候間、今日より廿日之間ニ用意仕可帰國候」と、宣教師の国外追

放を命じたが、「黒船之儀ハ商売之事候間、各別候之条、年月を経、諸事売買いたすへき事」と、「南蛮」貿易の継続を認め、商教分離の原則を明らかにした。

またその前日付のバテレン追放令では、理由の一つとしてポルトガル船の奴隷輸出をあげている。イエズス会側は、奴隷貿易とは無関係で、むしろ廃止のために努力しており、貿易地の領主たちが嚴重に禁止すればすむことであると弁明している。⁽⁴⁾ 少なくとも一五七〇年のポルトガル国王の勅令により奴隷貿易が禁ぜられるまでは、前述のように、イエズス会もこれと無関係ではなかったが、国際的な人身の略奪・売買は、倭寇期の西国においては、有力商品の一つとして国内の身売り同前に考えられていたのではなからうか。

このため秀吉は「海賊停止」を令して倭寇的通商を禁じ、徳川期の朱印船制度の源流ともいうべき海外渡航の免許状を付与した。⁽⁵⁾ また朝鮮の役の軍法では、非戦闘員の殺傷・捕獲を禁じ、「さるみ(朝鮮人)日本へ被遣候儀御法度」であったが、⁽⁶⁾ 実際には緒戦から老幼男女の捕虜を日本に連行し、秀吉自身も諸大名に「朝鮮人捕らえ置候内、細工仕者并ぬいくわん(縫官) 手のきゝ候女於在之者、可進上候」⁽⁷⁾ と命じている。こうした人身捕獲の具体例は、慶長の役に従軍した豊後臼杵安養寺の僧慶念の『朝鮮日々記』に克明に記されている。例えば、

(慶長二年十一月)十九日、日本よりもよろつ(万)のあき人(商人)もきたりしなかに、人あきないせる物(者)来り、奥陣ヨリあとにつきあるき、男女老若かい取りて、なわにてくひ(首)をくゝりあつめ、さきへおひたて

(追立)、あゆ(歩)ひ候ハねハ、あとよりつへ(杖)にておつたて、うちはし(打走)らかす⁽⁸⁾(後略)

有様であった。この戦役に限らず、数多い従軍記録がおのれの軍功を飾り、行為の正当化に終始するのに対し、これは戦争の残酷さを超越した立場から活写した貴重な記録である。朝鮮出兵はまさに国家規模の人身略奪であり、その数は二、三万人以上とされる。⁽⁹⁾

そのため、当時長崎に居住したイスパニア人のアビラ・ヒロンによれば、日本の奴隷価格が下落したといひ、イタリア人の商人旅行家カルレッティーは五人の朝鮮人を代銀一二エスクードで求めてゴアへ連行し、うち一人はさらにイタリーに連れ帰った。⁽¹¹⁾ 一人当り平均では銀二四匁程度である。文禄二年『大和田近江重清日記』による長崎での買物の値段は、米一斗が銀一匁、手火矢（ピストル）一挺口薬ともに銀一二〇匁二分、麝香半斤一〇匁、カップ一つ一〇四匁、緋緞子一端六八匁などで、この捕虜一人の値段は、米一石二斗、竜腦一斤、シャボン二箇、針二束、黒砂糖一斤、のいずれかにしか当たらなかった。

その後徳川期に入り、朝鮮との国交回復交渉の過程で、刷還された者は数千人に過ぎないとみられるから、大多数は日本社会に埋没する⁽¹²⁾か、外国に転売される⁽¹³⁾か、またキリシタンとして殉教した者⁽¹⁴⁾も多い。身寄りもなく異国で流浪する彼らが、キリスト教信仰に最後の救いを求めたのは当然のことであろう。

IV 徳川政権と「南蛮」「紅毛」の確執

豊臣秀吉の外交は高圧武断的で、「唐人入り」のための朝鮮・明との戦争をはじめ、琉球、ポルトガル（インド副王）、イスパニア（ヘルソン長官）、台湾（高山国）に対する武力を背景にした入貢・互市の要求、およびバテレン追放令・二十六聖人の殉教にみられるように、キリスト教会に対しても同様であった。これに対し家康の外交は「善隣友好」を基調としたことはよく知られている。

例えば関ヶ原以前から、豊臣五大老の筆頭として海賊停止令を発し、自領江戸ではマニラ交易を条件に布教活動を容認し、豊後漂着のオランダ船リーフデ号を堺を経て浦賀に回航させ、乗組員を保護して、関東でのオランダ・イギリス貿易を期待した。

関ヶ原後は、対馬藩および薩摩藩・琉球国を介して、朝鮮および明との修好の道を探らせ、朝鮮との間には慶長十年に使節の渡来、同十二年には正式に国交の回復をみた。東南アジア諸国との間には、日本商人や唐人・宣教師などを使者として外交関係を樹立し、勘合符の日本版ともいふべき家康の渡航特許状（朱印船）制度を確立した。朱印状の発給控えである「異国御朱印帳」「異国渡海御朱印帳」によれば、家康期の慶長九年（一六〇四）から元和二年（一六一六）までの間に、シャム・るそん（フリピン）・交趾（コーチシナ）・カンボジアなど東南アジア各地に、合計一八国（地域）向けに一八三通の発給が知られ、西国大名、商人、日本在留の中国人・ヨーロッパ人が経営する同数の朱印船が渡航したことになる。¹⁵⁾

慶長九年当時日本の対外貿易の首位を占めたポルトガル貿易に対して創設された糸割符制度（堺・京・長崎の糸割符商人による中国産生系の一括購入制）が、当初ポルトガル人ないしイエズス会にとつて、一括総買取りにより有利に作用したか、つまり結果的には家康の貿易保護策であったか、または買い叩きなどのため前より不利になったか、つまりポルトガル貿易の抑制策であったか、またそのいづれでもなく、すぐれて直轄三部（の富商）の掌握を狙ったものであるか、議論の分かれるところである。¹⁶⁾ しかしいづれにせよ、当時糸値段の折衝・取引にイエズス会士が公然と介入し、布教活動も活発で、信徒数が秀吉期以上に増加したのは事実である。

慶長九年長崎に唐通事を置き、在留唐人の馮六（馮六官）をこれに任じたのも、唐船の招致と居留民の掌握をはかったものであろう。それは例えば、慶長十五年、来航唐船の長崎招致を策し、福建道総督に「勘合」の復活を申入れているからでもある。この「勘合」は中国を軸にした室町期のそれとは異なり、日本側主導の朱印船制度を、やや形を変えて明に準用しようとするもので、¹⁷⁾ 返事がなく結果としては失敗に終わったが、その後も中国船の渡来は歓迎した。

しかしこうした全方位的友好策も、慶長十四年（一六〇九）頃から明かな変化がみられる。同年は、島津氏の琉球征服

(四月)、朝鮮・対馬藩間の己酉約条締結(五月)、平戸にオランダ商館設置(八月)、兵員輸送・対外貿易に供され得る五〇〇石積み以上の大船の諸大名の保有禁止(九月)、マカオ寄港朱印船の乗組員殺傷事件に対する報復として、有馬晴信・長崎奉行がポルトガル船マードレ・デ・デウス号を長崎で撃沈(十二月、翌年貿易途絶)、と画期的事件が続いた。いずれも大御所家康の承認を得て行われたものである。従来の路線である対朝鮮・オランダの友好策のほか、新たに琉球・ポルトガル・諸大名に対する強硬策が目される。

特に、のちに「紅毛」⁽¹⁸⁾とよばれる非カトリックのオランダ人、ついで同じくイギリス人の日本貿易参入は、従来からのポルトガル・イスパニアの日本貿易とカトリック布教活動に甚大な影響を与えるもので、「南蛮」・「紅毛」の熾烈な確執がはじまった。慶長十四年七月二十五日付のオランダ人あての朱印状には、

おらんだ船日本江渡海之時、何之浦ニ雖着岸、不可有相違候、向後守此旨、無異儀可被往来、聊疎意有間敷候也、仍如件、⁽¹⁹⁾

と安全で自由な貿易の保証を与えたが、同十八年平戸に渡来して同地に商館を設置したイギリス人に対する、八月二十日付の朱印状はさらに具体的で、

一、いきりすより日本へ、今度初而渡海之船、万商売方之儀、無相違可仕候、渡海仕付而ハ、諸役可令免許事、
(二条略)

一、於江戸望之所ニ、屋敷可遣之間、家を立、致居住、商売可仕候、帰国之義ハ何時ニ而も、いきりす人可任心中、
付、立置候家は、いきりす人可為儘事、(一条略)

一、荷物おしakai狼籍仕間敷事、

一、いきりす人之内、徒者於有之者、依罪輕重、いきりすの大將次第可申付事、⁽²⁰⁾

と、無課税、不入の特権をもつ江戸屋敷の提供、資産保全に、いわば領事裁判権など、ほぼ無限定の自由貿易を認めていた。

こうした動きに対し、ゴア総督とマカオ市の使節は慶長十七年九月駿府の家康に書を呈し、

紅毛・英圭黎（イギリス）者、弊邑之患也、彼在海上流劫、安得有貨至貴國、：驅之使無止宿、（前後略）

と、紅毛海賊論を説いて日本からの追放を請い、ほか宣教師の保護と日本船がマカオに寄港しないようとの措置を願った。

これに対しオランダ国主の使節も同年十月駿府に詣で、ポルトガル・イスパニアは敵対国であり、

はいてる（Padre）の心ハ、日本の者を次第々々ニ我宗ニなし、余宗を嫌ひ、後ハ少々宗論ヲ仕、大なるとりあ

ひも御座候事も可有之候、其時ハはいてるの存分次第、（上下略）

と、貿易に名を借りた布教により、やがて国を奪う目的であるとの書を呈し、家康の信任厚いアダムズなどを通じて働きかけた。

これよりさき慶長十七年三月、幕府は近臣にもキリシタンの手がのびているとして直轄地の禁教令を発し、同年六月ノビスパン国主へ「吾邦者神国也、：：於弘法者可思而止、不可用之、只商船来往、而売買之利潤偏可專之」（『異国日記』（八上））と、布教禁止と商教分離の方針を明かにしたが、翌十八年末には全国禁教令を発し、宣教師のみでなく一人の信徒の存在も許さないと、その後二世紀にわたる厳しい迫害の歴史がはじまるのである。すなわち、その禁教令には、

夫日本者、元是神国也、：：爰吉利支丹之徒党、適来於日本、非啻渡商船而通資財、叨欲弘邪法惑正宗、以改域中之政号、作已有、是大禍之萌也、不可不制矣、（上下略）

と、かつての秀吉の神国論を継承し、かつ「南蛮」貿易と布教・領土的野心は一体だという、「紅毛」側の説に与したものである。蘭・英人の海外における海賊活動（対ポルトガル・イスパニア植民地戦争）は、直接幕府の利害にかかわる問題ではない。むしろ幕府に対しては領土的野心の強調こそ説得的であったと考えられる。その意味で、全国禁教令は鎖国への第一歩であり、その後半世紀間の対外政策は、対「紅毛」を含め、キリシタン禁制（「南蛮」の排除）を主軸に展開するのである。

V むすびにかえて―寛永鎖国―

元和二年（一六一六）に家康が死ぬと、秀忠は突如ヨーロッパ船の貿易地を長崎・平戸の二港に限り、同七年には日本人の外国船乗渡航や外国人パイロットの雇用などを禁じ、翌八年には平戸を基地とする英蘭防衛同盟のイギリス船が拿捕したマニラからの平山常陳船に宣教師が同乗していたことが発覚して、「元和の大殉教」に発展した。このようにフイリピンは宣教師潜入の基地とみなされ、ついに寛永元年（一六二四）国交が断られた。薩摩渡来の使節への通告の文には、

往年彼国所懇求者、商船往来、；売買之一件耳、然以邪法瀕欲誑風俗、所制止先已畢、強及其企者、非彼国之偽謀乎、不収聘礼也⁽²⁴⁾

とあり、禁教のためには国交（参府献上品の受け入れ、通商）謝絶はやむを得ないとした。これまでの政教分離の考えを一步踏み出したものである。

イギリスはその前年の元和九年に、オランダに押され、かつ期待した中国との直接貿易の見込みがなくなると、みずから商館を閉じて日本から撤退した。唐船は小船ながら長崎を中心に來航数が増加し、唐人墓地や出身地ごとの唐寺を

創建するまでになった。

これより前、朱印船は慶長十四年ごろから、幕府に近い特定の大名や商人にしぼられる傾向にあったが、全朱印船大名一〇人のうち九人は、島津・松浦・有馬ほかの九州の大名であった。これら大名の対外貿易は、領内渡来の外国船との取引や投銀（外国商人などへの資本貸付）を含め、藩財政や軍事力に大きな意味を持つものであった。例えば、慶長十九年にオランダ商館長は平戸藩主の弟に、青銅製の石火矢六挺（一挺平均一、五トン）・同じく鉄製六挺分の代銀として、合計銀六二貫八四匁の領収書を渡しているが、この額は数千石の米代に相当する。尤もこの大砲は「御物」であるから、平戸藩が購入したのではなく、平戸藩を通じて幕府が買い上げたもので、時まさに大坂の役の直前である。当時はこのほか煙硝・鉛・カップや、夥しい数の鹿皮などの軍需品も輸入された。軍需品そのものや、石高制の枠外である貿易収入が、大坂方やそれに近いと見られていた九州をはじめ西国の諸藩に貯えられることは、確立期の幕府にとって大きな脅威であったに相違ない。その意味では、元和の二港定限令は大名貿易の制限でもあった。

寛永期に入ると将軍家光は、キリシタン検束を強化する一方、シャム湾・台湾における朱印船への攻撃を、将軍権威への挑戦とみなして、数年にわたりポルトガル・オランダ船を長崎・平戸に抑留した（貿易停止）。またかかるトラブルや偽の朱印状による派船を排除するために、同八年には奉書船制度を定めて出国を制限し、ついに同十年（一六三三）、鎖国に踏み切った。

このいわゆる第一次鎖国令は、奉書船以外の日本船（人）の海外渡航を禁じ、在外居住邦人の帰国を制限し、キリシタン取締りの徹底、武士による貿易の禁止、外国船の滞留（取引）期間の制限、系割符制の適用範囲の拡大などを規定した。同十二年には日本船（人）出入国の全面禁止、唐船貿易を長崎一港に限定（第三次鎖国令）、翌十三年令ではポルトガル系家族の出島収容・追放とエスカレートし、同十四年から十五年にかけての島原の乱を契機に、十六年には

これまで約一世紀にわたるポルトガル貿易を禁絶した（第五次鎖国令²⁰）。秀吉以来の政教分離策の払拭と、ポルトガル蹴落しに策をつくしたオランダの対日戦略の勝利といえる。かくみれば、これは従来の説のように「鎖国の完成」といえずなくもないが、翌年には通商継続願いのため渡来したマカオ使節以下六一名を処刑し、十八年（一六四二）福岡・佐賀、大村・五島の近隣諸藩に、長崎および海上の警備課役を課し、平戸オランダ商館を長崎に移して、ここに寛永鎖国は完成したと考えられる。それは、全国に到来するすべての外国船を長崎に回航させ、また個別藩による独自の貿易を禁じ、つまりすべての外交・貿易を幕府が掌握したことを意味するからである。むろん直轄領長崎のほか、対馬藩（朝鮮口）・薩摩藩（琉球口）による、出入国を含む外交・貿易はあったが、これはあくまで幕府の指揮統制下になされたものである。その後もポルトガルは貿易再開の意図のもとに、正保四年（一六四七）と貞享二年（一六八五）に派船してきたが、二度目の頃には寛永鎖国令は社会に定着しており、医学・天文学などの文化面でも、従来の南蛮流から出島のオランダ医師などからの直接受容による紅毛流へと推移し、後の洋学の源流である通詞蘭学の萌芽期をなした。

註

(1) 『南浦文集』上「鉄炮記」。

(2) 拙著『近世長崎貿易史の研究』四七頁、吉川弘文館。

(3) 『イエズス会士日本通信』上二七四頁、雄松堂。

(4) 「御朱印師職古格」（神宮文庫所蔵）、松田毅一・川崎桃太訳『フロイス日本史』1、三三二―三五頁、中央公論社。

(5) 岩生成一『新版朱印船貿易史の研究』五一―六頁、吉川弘文館。

(6) 大日本古文书家わけ『相良家文書』七二八号。

- (7) 松浦家文書、包書「文祿三年三月十一日未ノ刻到至」。
- (8) 安養寺所蔵、内藤靑輔『文祿慶長の役における被擄人の研究』六〇一頁、東京大学出版会。
- (9) 内藤氏同右書一九七頁。
- (10) 佐久間正他訳注『アピラ・ヒロン日本王国記』（大航海叢書11）二一八―九頁、岩波書店。
- (11) 榎木一雄『商人カルレットイ』（大東名著選）七七頁。
- (12) 内藤氏前掲書一頁、異国日記刊行会『影印本異国日記―金地院崇伝外交文書集成―』三七、五四、一〇八、一一三、一一七頁
東京美術。
- (13) 寛永十九年（一六四二）長崎の「平戸町人別生所札」によれば、一〇才で肥後八代（小西行長領）に連行され、やがて長崎からマカオへ「被売渡」、五年後に帰国した転びキリシタンの川崎屋助右衛門女房が居住している。契約移民など朱印船での渡航者の中には、こうした「日本人」がかなりの数を占めたのではなからうか。夫の川崎屋も宇喜多秀家領の岡山に連行された者で、この年の同町だけでも合計九人の「高麗」出生者がいる。このうち年齢（申告の年齢で絶対的な信頼はおけないが）から逆算して天正十五年渡来の当時十七才の女子一人をのぞき、他はすべて朝鮮の役の捕虜と考えられ、多くは一〇代の女子であった。
- (14) レオン・パジュス、吉田小五郎訳『日本切支丹宗門史』上中下（岩波文庫）。
- (15) 前掲『影印本異国日記』二三七頁、なお御朱印帳二種はこれに収録されている。
- (16) 糸割符制をめぐる諸説は(2)所掲拙著に整理し、筆者は少なくとも慶長十六年からは抑制的効果がたとえ（第三章）。
- (17) (5)所掲書一五頁所収慶長十五年本多正純より福建道総督あて書簡、拙稿「東アジアと鎖国日本―唐船貿易を中心に―」（『幕藩制国家と異域・異国』校倉書房）。
- (18) 「紅毛」の語は、『東西洋考』など明代の中国人が、オランダ人（またイギリス人）を紅毛蕃・紅毛夷と呼んで、南蛮人と区別

したのを採用したもので、鎖国（南蛮人禁制）後に使われた。向井元筆記『紅毛流外科秘要』（承応三）、檜林鎮山『紅
夷外科宗伝』（宝永三）などが最も古い例であろう。

(19) ハーグ市オランダ国立中央文書館所蔵、ちやくすくうるんへいけ（Jacques Groenewegen）あて家康朱印状。

(20) 所掲書三二頁。

(21) 同右書二二一六頁。同書四五頁によればマカオ市使節はその後元和七年にも、「ばはん（八幡）」国蘭・英の平戸からの追放
を嘆願している。

(22) 同右書二八頁。

(23) 同右書三三四頁。

(24) 同右書五〇頁。

(25) 長崎市立博物館所蔵。

(26) その「条々」には、貿易船による宣教師の潜入、潜伏キリシタンへの物資補給とともに、「宗門之族結徒党、企邪義、則御誅罰
之事」をあげ、「右、因茲、自今以後かれうた渡海之儀被停止」と（『御触書寛保集成』宗旨之部）、島原の乱を禁絶の理由の
一つとする。

付記 小文は、一九八九年六月十七日、別府大学における同題での講演原稿を加除修正したものである。